

訴訟を視野に入れた調査実務

～実例・判例にみる証拠収集と立証活動の実際～

探偵費用を支払って浮気の証拠が取れたにもかかわらず、裁判所には浮気を認めてもらえずお客さんからクレームになるケースが発生しています。証拠があるにも関わらず裁判所に浮気を認められない理由は大きく2つのパターンがあります。一つは、一般人と裁判所には証拠の評価に感覚の違いがあり一般人は浮気していると考えても裁判所は浮気的事实を認めないケースです(裁判所は怪しいだけでは浮気を認めません)。もう1つは、証拠がバッチリでも、その収集方法に違法性があるため証拠として提出させてもらえないケースです。いずれのケースも一般人のお客さんに説明してもなかなか理解してもらえずクレームに発展する可能性を秘めております。まずは、探偵の皆さんが裁判所の感覚を学んでいただきたく今回のセミナーを開催する運びになりました。是非、奮ってご参加頂ければと思います。

日時 平成27年1月26日(月)
13:30～15:00(開場 13:10)
場所 札幌市民ホール 2F 第3会議室
(札幌市中央区北1条西1丁目)
講師 弁護士 田代 耕平
(札幌総合法律事務所)
定員 20名(要申込)
参加費 無料
駐車場 会場敷地内には駐車できません。
後援 北海道調査業協会



申し込み 下記申込書に必要事項をご記入のうえ FAX(011-281-0855)又は、
メール(seminar@sapporo-sogo-lo.com)にてお送り下さい。

問い合わせ 011-281-8448 札幌総合法律事務所(担当:事務局 石川)

申込書

営業所名	
参加者氏名	
お電話番号	
メールアドレス	